

茅ヶ崎市自治基本条例 アクション・プラン

(平成29年度～平成32年度)

平成29年3月
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）について

茅ヶ崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）は茅ヶ崎市における自治の基本を定めたものであり、自治を推進するために必要な仕組みなどを定めています。自治基本条例第30条第1項には、同条例が形骸化しないよう、「4年を超えない期間ごとに」検証を実施することが定められています。前回検証を実施した平成24年度から4年目にあたる平成28年度に、自治基本条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを確認するため、自治基本条例の検証を実施しました。

このアクション・プランは、平成28年度に実施した自治基本条例を検証した内容に基づき、自治基本条例に規定された事項を推進するため、平成29年度から平成32年度までに取り組む事項やそのスケジュール等を明らかにしたものです。

今後、このアクション・プランに掲げた事項に積極的に取り組むとともに、その取組状況を毎年度公表してまいります。

目 次

I 平成28年度に実施した自治基本条例の検証

第1 検証の目的	1
第2 検証の実施方法	1
1 内部検証	1
(1) 「条文」についての検証	
(2) 「制度等の整備・改善に関する取組」についての検証	
(3) 「継続的に実施すべき取組」についての検証	
(4) 「自治基本条例の規定に関する事項」	
(5) 「自治基本条例に新たに規定すべき事項」についての検証	
2 市民の意見	3
(1) 意見交換会の実施	
(2) 市民アンケートの実施	
3 学識経験者の意見	4
4 議会への情報の提供	4
5 庁内の検討体制	4
第3 検証の結果	4

II 平成29年度から平成32年度までに講ずる措置

前文	6
第1条 (目的) 関係	6
第2条 (条例の位置付け) 関係	6
第3条 (定義) 関係	6
第4条 (自治の基本理念) 関係	7
第5条 (市民の権利) 関係	7
第6条 (市民の責務) 関係	7
第7条 (事業者の責務) 関係	8
第8条 (議会の責務) ・ 第9条 (議員の責務) 関係	9
第10条 (市長の責務) 関係	10
第11条 (職員の責務) 関係	11
第12条 (市政運営の基本原則) 関係	12
第13条 (説明責任) 関係	13
第14条 (情報共有) 関係	14
第15条 (情報の管理等) 関係	15
第16条 (市民参加) 関係	17
第17条 (政策法務等) 関係	19
第18条 (総合計画等) 関係	20
第19条 (財政運営等) 関係	21
第20条 (行政評価) 関係	23
第21条 (行政手続) 関係	25
第22条 (苦情等への対応) 関係	26
第23条 (監査) 関係	27
第24条 (職員通報) 関係	28
第25条 (コミュニティ) 関係	29
第26条 (協働) 関係	30
第27条 (市民活動の推進) 関係	31
第28条 (住民投票) 関係	32
第29条 (国等との連携協力) 関係	33
第30条 (条例の検証等) 関係	35
新設規定の必要性に関する検討	36

I 平成28年度に実施した自治基本条例の検証

第1 検証の目的

自治基本条例の検証の目的は、自治基本条例が形骸化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応し、P D C Aサイクルに従って検証を実施することで、自治基本条例をより良いものへと発展させていくことです。

自治基本条例第30条では、市の代表者であり執行者である市長が、その任期である4年に1回、自治基本条例に関わる取組をどのくらい進めてきたのかを議会等のチェックを受けることとしていることから、平成24年度に実施した1回目の検証に引き続き、平成28年度に2回目の検証を実施しました。

第2 検証の実施方法

自治基本条例の検証に当たっては、平成24年度に実施した検証等の手続の評価を踏まえ、検証項目として、「条文ごとの検証」、「新たに規定すべき事項の検討」、「条例の趣旨にのっとった取組の状況」及び「条例の周知啓発」という4つの視点に基づき、「条文」、「制度等の整備・改善に関する取組」、「継続的に実施すべき取組」、「自治基本条例の規定に関する事項」、「自治基本条例に新たに規定すべき事項」について、内部検証を実施しました。

また、幅広く市民の意見をいただくことが必要なことから、自治基本条例第16条及び茅ヶ崎市市民参加条例第7条の趣旨を踏まえ、市民参加手続として、内部検証の結果をまとめた「平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」に基づき、意見交換会を実施するとともに、自治基本条例に関する考え方等について市民アンケートを実施しました。

また、客観的な視点を取り入れるため、学識経験者からの意見聴取、議会への情報提供等を行いながら条例の検証を進めました。(※1)

1 内部検証

自治基本条例の多くの規定が市政運営における市の行動規範を定めたものであることから、行政内部のセルフチェックとして、平成25年度から平成27年度までの取組結果について、社会情勢や市政運営、市民意識の変化を踏まえ、平成27年8月から平成28年2月までの間に、庁内関係課において検証を行い、「平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」としてまとめました。

「平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」については、総務部行政総務課窓口、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表しています。(※2)

(1) 「条文」についての検証

自治基本条例の理念等に従った政策や他の条例等の点検・見直し又は整備の実施状況、取組に対する周知方法、市民意見や要望の把握、地域課題や社会状況の把握、自治基本条例の規定の曖昧性や難解性、条例の規定の修正の必要性について検証を行いました。

内部検証の結果、全ての条項において、自治基本条例の規定に曖昧性や難解性はなく、自治

基本条例の規定を修正する必要性はないという結果になりました。

(2) 「制度等の整備・改善に関する取組」についての検証

茅ヶ崎市自治基本条例推進のためのアクション・プラン(平成25年度～平成28年度)(以下「前アクション・プラン」という。)に掲げられた制度等の整備・改善に関する取組が、スケジュールどおりに実施されているかについて検証を行いました。

前アクション・プランに掲げられた19事項の取組については、平成27年度までに「市民参加条例の制定」、「要綱のホームページでの公表」など14事項について制度等の整備を行うことが出来ました。

一方、「審議会等の会議の非公開事由に係る規程の整備」、「自治基本条例の趣旨にのっとった条例等の体系的な整備」、「条例等の点検・見直し」、「住民投票条例のタイプの方向性の整理」の4つの取組について、関係課との協議に時間を要したことなどの理由により、アクション・プランに示されたスケジュールより遅れている、という結果になりました。

4つの取組のうち、「審議会等の会議の非公開事由に係る規定の整備」については、平成29年4月1日の施行を目指して事務を進めています。

また、「条例等の点検・見直し」については、平成27年8月に「例規の点検の手引」を策定し、これに従って市の条例等が社会状況や地域の実情に即した適切なものとなっているかについて点検・見直しを進めています。

なお、毎年度のアクション・プランに係る取組の進捗状況については、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表しています。(※3)

(3) 「継続的に実施すべき取組」についての検証

前アクション・プランに掲げた「行政文書の適正な管理」や「市民参加の推進・啓発」などの自治基本条例を推進するため継続的に実施すべき取組について、継続的に実施されているかについて検証を行いました。

内部検証の結果、全ての継続的に実施すべき取組について、取組が継続して実施されているという結果になりました。

(4) 「自治基本条例の規定に関する事項」

前アクション・プランに掲げた自治基本条例の改正や逐条解説の見直しについて検証を行いました。

自治基本条例の改正については、市が負う義務や責任に関する規定ぶりが適切かどうか、また、分かりやすさの観点から検討を行い、市民参加手続としてパブリックコメント手続の後、平成26年第1回市議会定例会の議決を経て、平成26年3月28日から施行しました。

逐条解説についても、自治基本条例の改正に伴い必要な見直しを行うとともに、わかりやすい解説となるよう検討し、改定を行いました。

(5) 「自治基本条例に新たに規定すべき事項」についての検証

茅ヶ崎市の自治を推進するに当たり新たに条項を規定する必要があるものについて、他自治体の自治基本条例の規定内容の調査を行いました。

2 市民の意見

平成28年度の検証では、自治基本条例第16条及び茅ヶ崎市市民参加条例第7条の趣旨を踏まえ、市民参加手続として、自治基本条例の検証の早い段階において市民の意見をいただくため、内部検証終了後に「平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」の内容について意見交換会を実施するとともに、市民の自治基本条例に関する考え方等について市民アンケートを実施しました。

(1) 意見交換会の実施

行政の内部検証の結果をまとめた「平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」に基づき、市民との意見交換会を実施し、自治基本条例の周知啓発や検証方法、自治基本条例に関する制度として茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況等について貴重な意見をいただきました。

いただいた意見及び市民の意見に対する市の考え方については、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表しています。(※4)

・平成28年度自治基本条例検証に係る意見交換会概要

日時 平成28年3月12日(土) 午後2時から午後4時まで

場所 市役所本庁舎会議室1

コーディネーター 関東学院大学 副学長 出石稔 教授

参加者 13名

(2) 市民アンケートの実施

自治基本条例の検証を実施するに当たり、市民の自治基本条例に関する考え方や関心のある項目、市政に関する情報の満足度や職員の印象、自治基本条例に関する意見等について市民アンケートを実施しました。自由記述では、自治基本条例の周知啓発、市民参加や職員の責務等に関して多くの意見をいただきました。

アンケートの概要については、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表しています。

(※5)

・自治基本条例の検証に関するアンケート調査概要

調査対象者 茅ヶ崎市内在住・満18歳以上の男女、3,000人

調査方法 郵送配布・郵送回収

調査期間 平成28年4月4日発送、同年5月9日到着分までを有効回答とした。

回収結果 有効回答数 854人(回収率 28.5%)

3 学識経験者の意見

自治基本条例第30条第2項では、自治基本条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、市が自治基本条例の検証をする際に、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを定めています。

同条同項の規定に基づき、平成28年5月27日から同年10月24日までの間に9回、3名の学識経験者から、「平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」、意見交換会での意見、市民アンケートで出された意見等に基づき、条項ごとの庁内関係課のヒアリングを経て、自治基本条例の検証に係る意見とともに、先進的な取組の紹介や専門分野からの意見をいただきました。

学識経験者の意見の概要については、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表しています。

(※6)

・意見をいただいた学識経験者

関東学院大学 副学長 出石稔 教授 (専門分野 行政法)

文教大学 石田晴美 准教授 (専門分野 会計学)

一般財団法人地域開発研究所 牧瀬稔 上席主任研究員 (専門分野 自治体政策学)

4 議会への情報の提供

行政の内部検証の結果をまとめた「平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」、市民との意見交換会や市民アンケートの概要、学識経験者からの意見等については、適時議会へ情報提供を行いました。

5 庁内の検討体制

茅ヶ崎市自治基本条例推進会議設置要綱(平成22年6月1日施行)に基づき設置された茅ヶ崎市自治基本条例推進会議(全ての部局長で構成する庁内組織)及び主管課長会議(自治基本条例に規定する制度等又は新たに規定すべき事項を担当する課の長等で構成する庁内組織)として、内部検証の妥当性や意見交換会や市民アンケート等による自治基本条例に対する市民の考え方、学識経験者の意見、社会状況や市民意識の変化を踏まえ、内部検証の総括を行い、次期アクション・プランの策定に向けた検討を行いました。

第3 検証の結果

自治基本条例第30条では、自治基本条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかどうかを検証することとしており、「条文ごとの検証」、「新たに規定すべき事項の検討」、「条例の趣旨にのっとった取組の状況」及び「条例の周知啓発」という4つの視点に基づき、各条項における社会情勢の変化や、制度等の構築状況や実施状況及び課題など、幅広い視点から慎重に検証を行いました。

検証の結果、平成29年度以降、自治基本条例に規定された事項を推進する取組(新たな取組、既存事務の変更の検討を含む)は、次の『平成29年度から平成32年度までに講ずる措置』に掲げるとおりです。

このうち、それぞれの条に関して、自治基本条例に規定された事項を推進するため継続的に行っていく取組について、「各条で規定された事項を推進するための取組」として掲げています。

また、具体的な事項を新たに整備する事項については「新たな取組」として、既存の取組等を変更する事項については「既存取組事項の変更の検討」として、前アクション・プランに掲げられた取組のうち、平成28年度中に終了できなかった取組については、「前アクション・プランからの引継事項」として、それぞれスケジュール管理し取り組んでいくこととしました。

なお、自治基本条例の検証報告書の作成に当たっては、より多くの市民が自治基本条例に対して関心を持てるよう、分かりやすく簡潔に記載するよう努めました。

○ 下記詳細については、市ホームページ（市公式HP→市政情報→自治基本条例・総合計画→茅ヶ崎市自治基本条例を推進するための取組）及び市政情報コーナーで公表しています。

- ※1 「平成24年度に実施した茅ヶ崎市自治基本条例の検証等の手続の総括及び平成28年度に実施する検証等の手続に関する基本的な考え方」
- ※2 「平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」
- ※3 「自治基本条例に係る本市の取組」
- ※4 「平成28年度自治基本条例検証に係る意見交換会概要」
- ※5 「茅ヶ崎市自治基本条例の検証に関するアンケート調査概要」
- ※6 「茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る学識経験者の意見」

II 平成29年度から平成32年度までに講ずる措置

[前文関係]

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。

[第1条関係]

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

[第2条関係]

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

[第3条関係]

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者

イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者

エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの

オ 市に対し納税の義務を負うもの

(2) 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。

(3) 市政 市が行う活動の全体をいう。

(4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

[第4条関係]

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。
- (2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
- (3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

[第5条関係]

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 市民は、市政に参加する権利を有する。

[第6条関係]

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

前文は、条例制定の趣旨や目的、理念などを述べたものです。

また、第1条から第4条までは、総則規定であり、条例全体に通ずる基本的な事項を定めたものです。いずれも具体的な取組を定めたものではないので、前文及び第1条から第4条の規定については、【条項に規定された事項を推進するための取組】及び【新たな取組又は既存取組事項の変更の検討】は掲げていません。

また、第5条の規定は第14条(情報共有)及び第16条(市民参加)において、第6条の規定は第16条(市民参加)、第25条(コミュニティ)及び第26条(協働)において、それぞれ具体化しています。したがって、第5条及び第6条についても、【条項に規定された事項を推進するための取組】及び【新たな取組又は既存取組事項の変更の検討】は掲げず、それぞれの規定を具体化している個別の条に掲げた取組を推進することとします。

[第7条関係]

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

【第7条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導等の実施《事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課》

良好な自然環境や社会環境を形成又は保持するため、法令や条例等に基づき、対象となる事業活動等に対し規制、誘導又は適切な指導を行います。

(2) 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援《事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課》

環境保全やまちづくりなどに関わる地域社会との調和を図る事業者の自主的な取組を支援（取組への啓発、取組事例に関する情報提供、取組の市民への紹介など）します。

[第8条・第9条関係]

(議会の責務)

第8条 議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員によって構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならない。

3 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならない。

(議員の責務)

第9条 議員は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。

2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならない。

【第8条及び第9条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 充実した討議の推進

茅ヶ崎市議会基本条例（平成23年茅ヶ崎市条例第1号）の規定に基づき、一般質問での一問一答方式（選択制）、政策討議（常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を経て、最終的に政策提言等を行っていく取組）、委員会での委員間の討議など議会における討議を充実させるための制度があり、これらにより討議の充実を推進します。

(2) 議会の権能の適切な行使の推進

条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行使するため、それに資する議員研修の充実、議会図書室の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加及び議会事務局の機能の充実を図ります。

また、条例制定や政策提言につながる取組として、茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、政策討議に継続的に取り組めます。

(3) 市民参加の推進

茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を定期的を開催します。

また、同条例の規定に基づき、請願・陳情の審査に当たり、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けます。

(4) 広報・広聴活動の推進

議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会報告会、意見交換会その他の媒体や機会を活用し、広報・広聴活動の充実を図ります。

[第10条関係]

(市長の責務)

第10条 市長は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。

2 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員を育成しなければならない。

4 市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを公表しなければならない。

【第10条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 市や地域が開催する意見交換の場への参加<<秘書広報課>>

市が計画等を策定する際の意見交換会や説明会、地域の市民集会等に参加し、対話を通じて市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めます。

(2) 市長会その他都市関係会議等への参加<<秘書広報課>>

地域課題の解決や市民の要望等を踏まえた市政運営の実現をめざし、先進事例の取組の把握や情報収集、国及び県への要望活動を行うため、市長会等への会議に参加します。

(3) 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上<<秘書広報課>>

市長の日々の動向や交際費の支出状況を公開し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を定められた時期に公開することで、政治倫理の向上に努めます。

(4) 特定の政策課題についての調査研究及び調整<<企画経営課>>

緊急性、重要性が高い特定の政策課題について、情報収集や調査研究を行い、行政施策の方向性を定めるための総合的な調整を行います。

(5) 職員の育成<<職員課>>

地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。

職員の知識やスキル(技能・技術)の向上を図るため、次のア～エに掲げる事項に留意して職員研修を実施します。

ア 法令に基づく適正な業務の執行に必要な基本的な知識(法務や財務など)の習得に努めること

イ 地域の課題解決や政策の実現に向けて必要となる能力(政策形成、政策法務、政策財務に関する能力)の向上に努めること

ウ 「新しい公共の形成」の視点から、市民活動団体等への派遣による体験型研修を充実し、協働を推進するための職員の資質の向上に努めること

エ その他市民ニーズの高いコミュニケーション能力や説明能力、現場対応能力などの向上に努めること

(6) 施政方針の公表<<企画経営課>>

行政運営の基本方針である*施政方針を自治基本条例第10条第4項の規定に基づき公表する旨の一文を加え、毎年度(新たな年度が始まる前)公表します。

* 市長の市政運営に対する基本的な考えや予算及び施策の概要を示すもの

[第11条関係]

(職員の責務)

第11条 職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

3 職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならない。

【第11条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 自治基本条例の職員への周知《行政総務課》

職員が自治基本条例を遵守し、条例にのっとった取組ができるよう、職員に対する研修を行います。

(2) サービスの宣誓《職員課》

地方公務員法第31条の規定に基づく茅ヶ崎市職員の服務に関する条例により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓を行います。

(3) 職員の自己啓発に対する支援《職員課》

職員の能力開発の基本である自己啓発を奨励し、自ら学ぶ環境づくりに努めるとともに、自己啓発の成果が出せるよう支援を行います。

(4) 学習する風土づくりの推進《職員課》

職員一人ひとりの学習意欲を高めていくために効果的な職場全体での学習風土づくりを推進します。

(5) 部局横断的な検討組織（プロジェクトチームなど）の設置《全ての課》

地域の課題解決や市民サービスの向上を図るため、必要に応じて部局横断的な検討組織を設置します。

[第12条関係]

第12条 市政は、第4条に規定する自治の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本原則として運営されなければならない。

- (1) 市政は、市民への説明の下に運営されること。
- (2) 市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
- (3) 市政は、市民の参加の下に運営されること。

第12条の規定は、以後の第2節(第13条から第20条)及び第3節(第21条から第24条)の規定に共通する基本原則を定めたものです。したがって、第12条については、【条項に規定された事項を推進するための取組】及び【新たな取組又は既存取組事項の変更の検討】は掲げず、それぞれの規定を具体化している個別の条に掲げた取組を推進することとします。

[第13条関係]

(説明責任)

第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明するものとする。

2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。

【第13条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 情報公開制度の適正な運用《行政総務課》

市政を市民に説明する責務を全うするため、行政文書の公開を請求する権利を定めた情報公開条例の規定に基づき、行政文書を公開します。

(2) パブリックコメント手続の実施《市民自治推進課》

条例又は政策の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表します。

(3) 苦情等への対応《市民相談課》

市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめ公表します。

(4) 行政手続制度の適正な運用《文書法務課》

行政指導の趣旨及び内容等を明確に示します。

(5) 行政評価制度の適正な運用《企画経営課》

効果的かつ効率的な行政運営を推進するため行政評価を実施し、その結果を公表します。

(6) 市政情報の公表及び提供《行政総務課》

市政情報コーナー、市ホームページなどで市政情報を公表し、又は提供します。

[第14条関係]

(情報共有)

第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。
- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

【第14条に規定された事項を推進するための取組】

(1) **市政情報の公表及び提供**《行政総務課》

茅ヶ崎市情報公開条例に基づき公開手続を適正に行うとともに、市政情報を公表し、又は提供します。

(2) **市政情報コーナーの充実**《行政総務課》

市役所本庁舎1階に市政情報コーナーを設置し、資料の収集、閲覧及び貸出等を行うとともに、一部刊行物を有償で頒布します。

(3) **広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載**《秘書広報課》

広報紙、市ホームページへの掲載等により市政情報を公表、提供します。各職員が担当する事業をPRするにあたり、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットを絞って、①発信する情報の内容②表現方法③発信する広報媒体などの使い分けを意識するよう努めます。

(4) **市民参加の推進**《市民自治推進課》

説明会、意見交換会等の市民参加手法を活用して情報共有を図ります。

(5) **附属機関等の会議の公開**《行政総務課》

市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するため、非公開情報の審議等を行う場合等を除き、附属機関の会議を公開します。

[第15条関係]

(情報の管理等)

第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。

2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておくよう努めなければならない。

【第15条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 行政文書の適正な管理《文書法務課》

茅ヶ崎市行政文書管理規則等に基づき、行政文書の作成・保存等を適正に行います。

(2) 情報公開制度の適正な運用《行政総務課》

茅ヶ崎市情報公開条例等に基づく行政文書の公開を行うため、行政文書を適正に管理します。

(3) 個人情報保護制度の適正な運用《行政総務課》

茅ヶ崎市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止を図る等、個人情報を適切に管理します。

(4) 情報セキュリティ対策の充実《情報推進課》

茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針及び茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティ対策の充実に努めます。

【前アクション・プランからの引継事項】

(仮称) 公文書管理条例の制定 《文書法務課、文化生涯学習課》

歴史的文書を統一的、体系的に整理・分類するとともに、当該文書の保存場所の確保に努めます。

また、(仮称) 公文書管理条例の策定に向けた検討を行います。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度

平成29年度

- (仮称) 公文書管理条例の制定に向けた検討
歴史的文書の管理・保存の基準及び(仮称)公文書管理条例の策定に向けた検討を行います。
- 電子文書の取扱いの検討
文書管理システムとの整合性、電子起案文書の取扱い等について、庁内関係課との検討を行います。

平成30年度

- (仮称) 公文書管理条例の制定に向けた検討
歴史的文書の管理・保存の基準を策定するとともに(仮称)公文書管理条例の策定に向けた検討を行います。
- 電子文書の取扱いの検討
文書管理システムとの整合性、電子起案文書の取扱い等について、庁内関係課との検討を行い、電子文書目録を作成します。

平成31年度

- 基準に基づく文書の整理・分類
歴史的文書の管理・保存の基準に基づく整理・分類を進めます。
- (仮称) 公文書管理条例の制定に向けた検討
(仮称) 公文書管理条例の策定準備を行います。また、条例施行に向けた市民への周知を行います。

平成32年度

- 基準に基づく文書の整理・分類
歴史的文書の管理・保存の基準に基づく整理・分類を進めます。
- (仮称) 公文書管理条例の制定
(仮称) 公文書管理条例の制定及び歴史的文書の公開を目指します。

[第16条関係]

(市民参加)

第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加（市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。）のための多様な方法を整備しなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。
- 4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【第16条に規定された事項を推進するための取組】

市民参加の推進・啓発<<市民自治推進課>>

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、政策の企画・立案段階における市民の参加を促進し、市の政策への市民意見の反映を図るとともに、市ホームページ等による情報提供を推進し、職員や市民に市民参加の推進に係る意識啓発を図ります。

【既存取組事項の変更の検討】

(1) パブリックコメント手続の運用の適正化<<市民自治推進課>>

パブリックコメント手続の実施や運用の流れについて、実施にふさわしい時期の認識や意見の扱い方、提案者への返答などを含めて、職員の認識を統一し、運用の適正化を図ります。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
パブリックコメント手続の適正な運用に係るマニュアルの策定・周知	マニュアルに基づく適正な運用		

平成29年度

○ パブリックコメント手続の適正な運用に係るマニュアルの策定・周知

パブリックコメント手続の適正な運用方法について、マニュアルを作成し、職員に周知します。

平成30年度～平成32年度

○ マニュアルに基づく適正な運用

平成29年度に策定するマニュアルに基づき、パブリックコメント手続を適正に運用します。

(2) 市民参加における審議会の位置づけの検討<<市民自治推進課>>

審議会を構成する委員の選任や、その会議等について、市民参加との関係性を検討します。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市民参加における審議会の位置づけの検討	検討結果に基づく運用		

平成29年度

○ 市民参加における審議会の位置づけの検討

審議会を構成する市民委員の選任及びその会議等について、市民参加との関係性を検討します。

平成30年度～平成32年度

○ 検討結果に基づく運用

審議会を構成する市民委員の選任及びその会議等について、市民参加との関係性を検討し、その結果に基づいて運用します。

[第17条関係]

(政策法務等)

第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を適切に制定し、又は改廃しなければならない。

2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

【第17条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 政策法務の推進《文書法務課》

地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則等を適切に制定し、又は改廃します。

(2) 条例（案）、規則（案）等の審査《文書法務課》

条例、規則等の制定改廃に当たり、その内容が法的に適切かどうか、適切に表現されているか、また、自治基本条例の趣旨にのっとっているかなどを審査します。

【前アクション・プランからの引継事項】

自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的な整備《行政総務課・文書法務課》

自治基本条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備します。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
条例等の体系的整備の方法の検討		整備実施へ向けた準備	体系的整備の実施

平成29年度～平成30年度

○ 条例等の体系的整備の方法の検討

条例等を体系的に整備するための方法について、検討を行います。

平成31年度

○ 整備実施へ向けた準備

条例等を体系的に整備するための方法に基づき、関係課と調整を図りながら、整備の実施へ向けた準備を行います。

平成32年度

○ 体系的整備の実施

条例等の体系的な整備を実施します。

[第18条関係]

(総合計画等)

第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

【第18条に規定された事項を推進するための取組】

基本構想・実施計画の策定及び進行管理<<企画経営課>>

茅ヶ崎市総合計画基本構想が示す政策目標・施策目標を達成するため、具体的な事業の内容を示した総合計画第4次実施計画を平成29年度に策定するとともに、その進行管理を行います。

併せて、平成33年度を計画の始期とする次期総合計画基本構想の策定に向けて、現在の基本構想の検証を行うとともに、本市の将来のあり方について検討を進めます。

[第19条関係]

(財政運営等)

第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。

2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。

3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。

【第19条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 財政状況の分かりやすい公表<<財政課>>

茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例等に基づき、財政状況の分かりやすい公表に努めます。

(2) 財政推計の策定<<財政課>>

総合計画事業の採択や予算編成の基礎となる財政見通しを的確に策定します。

(3) 予算の編成<<財政課>>

財政見通しや業務棚卸評価等を踏まえ、市民の求める事業に対して重点的に財源を配分します。

【新たな取組】

発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用の検討<<財政課・企画経営課>>

発生主義会計を取り入れた財務4表を公表するとともに、その活用方法を検討します。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
発生主義会計を取り入れた財務4表の公表	発生主義会計を取り入れた財務4表の公表	発生主義会計を取り入れた財務4表の公表	発生主義会計を取り入れた財務4表の公表
財務4表の活用に関する先進事例の調査・課題の整理	財務4表の活用手法の決定	財務4表の活用	

平成29年度

- 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用に関する先進事例の調査・課題の整理

前年度決算に基づいて財務4表を作成し、公表します。併せて他自治体における財務4表の活用事例を調査します。

平成30年度

- 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用手法の決定

前年度決算に基づいて財務4表を作成し、公表します。併せて調査した事例を踏まえ、

本市での財務4表の活用方法を決定します。

平成31年度～平成32年度

○ 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用

前年度決算に基づいて財務4表を作成し、公表します。併せて決定した活用方法に基づき、財務4表を活用します。

[第20条関係]

(行政評価)

第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。

- 2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。
- 3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。
- 4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

【第20条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 行政評価制度の適正な運用<<企画経営課>>

茅ヶ崎市総合計画基本構想が掲げる政策目標・施策目標を達成するため、行政評価制度を適正に運用し、評価の結果を政策等に反映します。

(2) 評価の結果の公表<<企画経営課>>

茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価を行うとともに、評価の結果を市ホームページ等で公表します。

【新たな取組】

(1) 評価結果の予算への反映方法の改善<<企画経営課・財政課>>

行政評価の結果をより効果的に予算編成に反映させる方法を検討します。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
現状における課題の整理・先進事例の調査	改善に当たっての課題の整理	基本的考え方の整理	基本的考え方に基づく事業費の要求

平成29年度

○ 現状における課題の整理・先進事例の調査

評価結果の反映方法や時期について、先進自治体等の事例を調査します。

平成30年度

○ 改善に当たっての課題の整理

先進自治体等の事例を参照し、改善に当たっての課題を整理します。

平成31年度

○ 基本的考え方の整理

行政評価の結果を予算編成作業へ反映するための基本的考え方を整理します。

平成32年度

○ 基本的考え方に基づく事業費の要求

前年に整理した基本的考え方に基づいて、次期総合計画第1次実施計画の事業

要求を行います。

(2) 外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定《企画経営課》

茅ヶ崎市総合計画（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。

併せて適切な目標設定のあり方について検討を行います。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
行政評価への外部視点の導入に関する先進事例の調査	行政評価への外部視点の導入に関する課題の整理	行政評価への外部視点の導入手法の決定	
指標設定に関するマニュアルの作成		適切な指標の設定（政策目標）	適切な指標の設定（施策目標・事務事業）

平成29年度

- 行政評価への外部視点の導入に関する先進事例の調査
行政評価に外部視点を導入している自治体の有無やその手法について調査します。
- 指標設定に関するマニュアルの作成
適切な指標設定に向けたマニュアルを作成します。

平成30年度

- 行政評価への外部視点の導入に関する課題の整理
先進自治体の事例を参照し、本市への制度導入にあたっての課題を整理します。
- 指標設定に関するマニュアルの作成
前年に引き続き、適切な指標設定に向けたマニュアルを作成します。

平成31年度

- 行政評価への外部視点の導入手法の決定
外部視点の導入にあたっての考え方を作成します。
- 適切な指標の設定（政策目標）
次期茅ヶ崎市総合計画における政策目標に適切な指標を設定します。

平成32年度

- 適切な指標の設定（施策目標・事務事業）
次期茅ヶ崎市総合計画における施策目標及び事務事業に適切な指標を設定します。

[第21条関係]

(行政手続)

第21条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならない。

【第21条に規定された事項を推進するための取組】

行政手続制度の適正な運用《文書法務課》

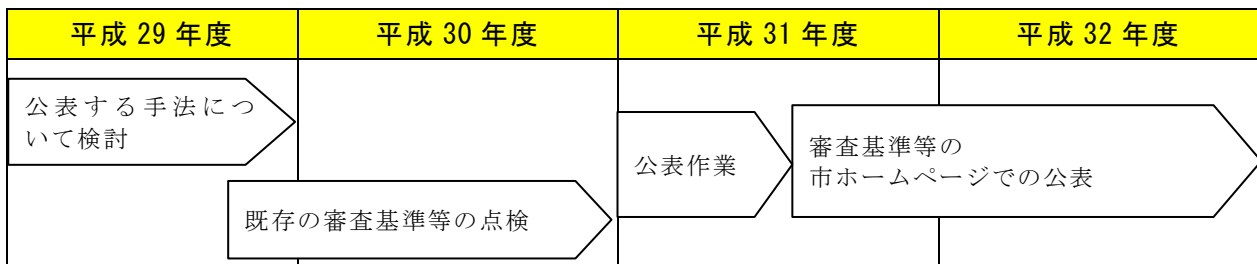
申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準、行政指導指針等を適切に定め、申請に対する処分、不利益処分及び行政指導を適正な手続の下に行います。

【新たな取組】

審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表《文書法務課》

各課において設定し、窓口で公表している審査基準等（審査基準、処分基準及び標準処理期間）を市ホームページで公表します。

取組のスケジュール



平成29年度

- 公表する手法について検討・既存の審査基準等の点検

市ホームページでの公表の手法を検討するとともに、既存の審査基準等の点検を行います。

平成30年度

- 既存の審査基準等の点検

引き続き、審査基準等の点検を行います。

平成31年度

- 審査基準等の市ホームページでの公表

公表作業を行い、審査基準等を公表します。

平成32年度

- 審査基準等の市ホームページでの公表

引き続き、審査基準等を公表します。

[第22条関係]

(苦情等への対応)

第22条 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

【第22条に規定された事項を推進するための取組】

陳情・要望・苦情等への対応《市民相談課》

茅ヶ崎市苦情等対応要領に基づき、市に寄せられる苦情等の状況を速やかに確認し、必要に応じて、政策に反映し又は業務を改善するとともに、市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめて公表します。

[第23条関係]

(監査)

第23条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとする。

2 監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

【第23条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 随時監査の実施<<監査事務局>>

公正で効率的な行政運営の確保に対する関心が高まっていることから、定期監査のほか、財政援助団体等監査や行政監査等必要な随時監査を定期的の実施します。

(2) 監査結果の分かりやすく速やかな公表<<監査事務局>>

監査の結果を、注釈や具体的な事例を記載するなど、市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、監査結果に対する市の措置状況も公表します。また、毎年度監査結果のまとめとして監査年報を作成し公表します。

(3) 職員の監査能力の向上<<監査事務局>>

公正で的確な監査を実施するため、研修等に積極的に参加し、事務局職員の監査能力の向上を図ります。

[第24条関係]

(職員通報)

第24条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市は、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないように適切な措置を講じなければならない。

【第24条に規定された事項を推進するための取組】

職員通報制度の適正な運用<<行政総務課>>

市の内部の自浄作用の向上に資する職員通報制度（市政の運営に関する違法又は不当な行為の事実について職員からの通報の処理に係る制度）を整備し、職員からの通報の受付、調査及び関係機関等への報告を行います。

【新たな取組】

通報事例集の作成<<行政総務課>>

通報のしやすさという観点から、職員通報の対象となる事例について事例集を作成し、職員への職員通報制度の周知を図ります。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
職員通報の対象となる事例集の作成	職員への周知		

平成29年度

○ 職員通報の対象となる事例集の作成

職員通報の対象となる市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実について、他自治体での事例などを調査し、事例集を作成します。

平成30年度～平成32年度

○ 職員への周知

職員通報の対象となる事例集について、職員に対し周知を図ります。

[第25条関係]

(コミュニティ)

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ（市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。）が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。

- 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

【第25条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 地域コミュニティの推進《市民自治推進課》

地域課題等についての地域の各種団体等の参画による協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進します。

(2) コミュニティへの助成《市民自治推進課》

コミュニティ活動に必要な設備の整備等に係る費用の一部を支援します。

(3) 自治会活動の支援《市民自治推進課》

自治会活動が円滑に行われるように補助します。

(4) 市民活動等災害補償制度の運用《市民自治推進課》

市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。

【既存取組事項の変更の検討】

コミュニティに関する規定の見直しの検討《行政総務課・市民自治推進課》

コミュニティの結成目的に関わらず、公益の増進を図る活動自体を尊重する旨を、より分かりやすく規定することについて検討します。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
規定内容の検討		条例の改正	

平成29年度～平成30年度

○ 規定内容の検討

コミュニティに関する規定内容について、より分かりやすいものとなるよう検討を行います。

平成31年度

○ 条例の改正

条例を改正する必要がある場合には、改正に向けた手続を進めます。

[第26条関係]

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

【第26条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 多様な主体との協働事業の推進《市民自治推進課》

市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための環境整備を行います。

(2) 市民活動等災害補償制度の運用《市民自治推進課》

市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。

(3) 協働推進事業の審査及び評価《市民自治推進課》

附属機関である市民活動推進委員会において、協働の推進に関する施策の検討を行うとともに、協働推進事業として実施する事業の審査及び評価を行います。

[第27条関係]

(市民活動の推進)

第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

【第27条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 市民活動団体の支援<<市民自治推進課>>

市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行います。

(2) 市民活動サポートセンターの管理運営<<市民自治推進課>>

市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行います。

(3) 市民活動推進補助事業の審査及び評価<<市民自治推進課>>

附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行います。

(4) 市民活動等災害補償制度の運用<<市民自治推進課>>

市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。

[第28条関係]

第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【第28条に規定された事項を推進するための取組】

住民投票制度の調査・研究《行政総務課》

住民投票制度に係る事項を調査し、整理した情報をもとに市民や議会から意見を聴取し、本市における住民投票制度のあり方を検討します。

【前アクション・プランからの引継事項】

住民投票制度のあり方の検討《行政総務課》

住民投票制度の調査・研究を行います。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住民投票制度の調査・研究			
	住民投票制度の検討		

平成29年度～平成31年度

○ **住民投票制度の調査・研究**

住民投票の実施状況や、住民投票条例の制定状況等の調査・研究を行います。

平成31年度～平成32年度

○ **住民投票制度の検討**

住民投票制度の調査・研究の結果に基づいて、住民投票制度のあり方について検討を進めます。

[第29条関係]

第29条 市は、共通する課題を解決し、又は市民により良い公共サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならない。

2 市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有していることに鑑み、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとする。

【第29条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 国・県の施策・制度予算に関する要望《広域事業政策課》

本市の施策の推進と当面の課題解決を図るため、国・県の施策や予算等に関する要望活動を行っています。

(2) 湘南広域都市行政協議会との連携《広域事業政策課》

藤沢市・寒川町及び茅ヶ崎市における共通の課題を解決し、住民サービスの向上、地域の活性化並びに行政の合理化、効率化を図るために、共同して調査研究を行い、広域連携施策を推進します。

(3) 県及び湘南地域との連携《広域事業政策課》

県と湘南地域の連携を深め、諸課題の効果的な解決を図るため、県知事と湘南地域の市町長の懇談会において意見交換します。

(4) 寒川町との連携《広域事業政策課》

住民サービスの向上や事務の効率化、さらには相互の組織強化を目指し、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまり結びつきが強い寒川町と、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書に基づき、各種の連携事業を実施するとともに、新たな広域連携施策の調査研究を行います。

(5) 平塚市との連携《広域事業政策課》

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する平塚市と茅ヶ崎市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図ることを目的として各連携事業に取り組みます。

【既存取組事項の変更の検討】

国際交流に関する考え方の整理《行政総務課・秘書広報課・男女共同参画課》

第29条における国際社会との連携・協力と国際交流との関係の考え方を整理します。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
国際社会との連携・協力と国際交流の考え方の整理		逐条解説の改正	

平成29年度・平成30年度

○ 国際社会との連携・協力と国際交流の考え方の整理

国際社会との連携・協力と国際交流の考え方の考え方について、関係課と協議し、考え方を整理します。

平成31年度

○ 逐条解説の改正

逐条解説の記述の見直しの必要がある場合は、逐条解説を改正します。

[第30条関係]

- 第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
 - 3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置（措置を講じようとしないうちは、その旨。以下同じ。）を公表し、市民の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置（前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置）及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。
 - 5 市は、第1項の規定による検証の内容及び講じようとする措置（措置を講じないときは、その旨）及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

【第30条に規定された事項を推進するための取組】

自治基本条例の推進《行政総務課》

自治基本条例アクション・プランの進行を管理するとともに、第30条の規定にのっとり、この条例の検証を行います。

[新設規定の必要性に関する検討]

「危機管理」規定の必要性に関する検討《行政総務課・防災対策課》

平成24年度に実施した検証作業において検討した、市における危機管理体制の整備又は充実に関する規定の新設について、改めて、自治基本条例と危機管理との関係を整理し、自治基本条例に「危機管理」に関する規定を設けることの是非について検討します。

取組のスケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
「危機管理」規定の 必要性に関する検討	条例改正に 向けた取組		

平成29年度

○ 「危機管理」規定の必要性に関する検討

危機管理に関する規定について他自治体の事例等の調査を行うとともに、本市における自治基本条例と危機管理との関係について整理し、規定の新設について検討します。

平成30年度

○ 条例改正に向けた取組

検討の結果、自治基本条例を改正する必要がある場合には、条例の改正に向けた取組を進めます。

新たな取組、既存取組事項の変更の検討及び新設規定に関する検討 スケジュール一覧表

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第15条関係				
(仮称)公文書管理条例の制定	(仮称)公文書管理条例の制定に向けた検討			(仮称)公文書管理条例の制定
(文書法務課、文化生涯学習課)	歴史的公文書の管理・保存の基準の策定		基準に基づく文書の整理・分類	
	電子文書の取扱いの検討			
第16条関係				
パブリックコメント手続の運用の適正化	パブリックコメント手続の適正な運用に係るマニュアルの策定・周知	マニュアルに基づく適正な運用		
(市民自治推進課)				
市民参加における審議会の位置づけの検討	市民参加における審議会の位置づけの検討	検討結果に基づく運用		
(市民自治推進課)				
第17条関係				
自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備	条例等の体系的整備の方法の検討		整備実施に向けた準備	体系的整備の実施
(行政総務課・文書法務課)				
第19条関係				
発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用の検討	発生主義会計を取り入れた財務4表の公表	発生主義会計を取り入れた財務4表の公表	発生主義会計を取り入れた財務4表の公表	発生主義会計を取り入れた財務4表の公表
(財政課・企画経営課)	財務4表の活用に関する先進事例の調査・課題の整理	財務4表の活用手法の決定	財務4表の活用	
第20条関係				
評価結果の予算への反映方法の改善	現状における課題の整理・先進事例の調査	改善に当たっての課題の整理	基本的考え方の整理	基本的考え方に基づく事業費の要求
(企画経営課・財政課)				
外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定	行政評価への外部視点の導入に関する先進事例の調査	行政評価への外部視点の導入に関する課題の整理	行政評価への外部視点の導入手法の決定	
(企画経営課)	指標設定に関するマニュアルの作成		適切な指標の設定(政策目標)	適切な指標の設定(施策目標・事務事業)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第21条関係				
審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表 (文書法務課)	公表する手法について検討	既存の審査基準等の点検	公表作業	審査基準等の市ホームページでの公表
第24条関係				
通報事例集の作成 (行政総務課)	職員通報の対象となる事例集の作成	職員への周知		
第25条関係				
コミュニティに関する規定の見直しの検討 (行政総務課、市民自治推進課)	規定内容の検討		条例の改正	
第28条関係				
住民投票制度のあり方の検討 (行政総務課)	住民投票制度の調査・研究			住民投票制度の検討
第29条関係				
国際交流に関する考え方の整理 (行政総務課・秘書広報課・男女共同参画課)	国際社会との連携・協力と国際交流の関係の考え方の整理		逐条解説の改正	
新設規定の必要性に関する検討				
「危機管理」規定の必要性に関する検討 (行政総務課・防災対策課)	「危機管理」規定の必要性に関する検討	条例改正に向けた取組		

茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）

平成29（2017）年3月発行

第1刷 600部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 総務部行政総務課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード

